

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都市 久世保育所	施設 種別	保 育 所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 6年 12月 13日

総 評	久世保育所は、歴史的な寺社仏閣と近代的な住宅地・工業地帯が共存する京都市南区久世エリアに位置します。JR桂川駅が開業し、商業施設や宅地開発が進んだことから、子育て世帯が比較的多い地域特性となっています。 保育所周辺には「久世大築西公園」「京都市久世児童館」や「久世いきいき市民活動センター」などが隣接しており、その立地を生かし、近隣拠点と協力して地域行事を実施しています。おひさま広場(地域子育て支援事業)、園庭開放、一緒に遊ぼう、子育て講座、親子半日保育体験、一日保育士体験など、保育所内での地域子育て支援の充実も図っています。 京都市保育所理念に基づき、保育所を利用するすべての人が安心して過ごし、子どもも大人も主体となって、楽しい保育を展開することを目指しています。
特に良かった点 (※)	《保育の質の向上》 毎週1回の各クラスチーフ会議、毎月1回の職員会議、所長・副所長会議、乳幼児部会、クラス会議、食育会議、アレルギー会議、子育て支援会議などの会議に加えて、随時実施している「全10グループの係(絵本・保健環境衛生・ホームページ・防災他)」、毎月実施している「つよみグループ(DIY・手作りおもちゃ・読書・音楽・造形・体育遊びダンス)」など、保育や子育て支援の実践を多面的にPDCAする仕組みを構築しています。また、それらに基づき、年2回の総括を実施し、翌年の全体的な計画の編成につなげています。 《人材育成》 「年間職場研修計画」は、毎年6月に職員に聞き取りを行い、役割や資質に応じた内容を検討して作成しています。年5回の「職場研修」を実施する他、「京都市保育士人材育成計画」に則り、4部門の階層別研修、「業務所管研修」として、乳児・幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、造形研修他、8部門の研修、所長・副所長研修、会計年度任用職員研修など研修機会の充実を図っています。 《環境を通して行う保育》 子どもが主体的に活動できる環境について、毎年5月に「京都市版保育環境評価スケール」を用いた点検を実施し、そのBefore・Afterを検証する環境プロジェクトを実施しています。乳児の興味関心に応じた手作り玩具や、幼児が遊びの中で作った「食材」を用いたまごどコーナーなど、子どもの主体性を尊重した環境の工夫がなされています。

特に改善が 望まれる点(※)	《運営の透明性》 利用者や地域へ向けて、事業計画、事業報告などが適切に公表されるとなお 良いでしょう。 《利用者本位の福祉サービス》 プライバシー保護についての規程やマニュアル等を整備し、保護者や利用者 に対して周知されるとなお良いでしょう。 《長時間にわたる保育のための計画》 指導計画等に長時間保育についての位置づけがなされるとなお良いでしょ う。
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	京都市 久世保育所
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和6年12月13日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1: 理念・基本方針については、京都市幼保総合支援室が作成する「市営保育所運営方針」及び「京都市営保育所保育の計画」に基づき、保育所が作成する「保育の計画（全体的な計画）」に明示されています。また、職員には保育の計画を配布・周知し、利用者等へは保育所ホームページ等で公開しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2: 事業経営をとりまく環境と経営状況については、毎月1回京都市幼保総合支援室と市営保育所13か所で実施する京都市営保育所長会にて、国や市の情報収集を行っています。また、同所長会で研究会グループを構成しています(情報発信、人材育成、公立保育所としてのアクションプランなど)。更に、年3回地域の保育所、小学校、児童館で構成する久世地域教育機関協働協議会や、年1回の久世社会福祉協議会、その中で行われる年3回の子育て支援部会他の機会に地域の情報収集を行っています。

3: 経営課題の明確化と具体的な取組については、市の担当課より、各保育所の園児数や子育て支援の実施状況などに応じて経費配分が行われ、それに基づいた運営がなされています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	非該当	非該当
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	非該当	非該当
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	b

[自由記述欄]

4: 中・長期的な計画は市予算との関係から個別での策定は難しく非該当とします。

5: 中・長期的な計画は市予算との関係から個別での策定は難しく非該当とします。

6: 事業計画の評価・振り返りについては、前期・後期と年2回行われる総括において、全クラスや各部門(主任チーム・中堅チーム・フレッシュチーム・キッチン他)から、反省・評価・課題が持ち寄られ、総括会議を経て次期の計画に活かされています。

7: 事業計画の保護者等への周知については、事業計画の一部(保育内容・年間行事予定など)を入所説明会と年3回の懇談会で説明しています。今後、組織運営、保護者支援、関係機関連携、地域子育て支援など、既存で作成されている「事業計画」の内容を保護者に配布・掲示・説明等をされることとさせていただきます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上に向けた組織的取組については、毎週1回の各クラスチーフ会議、毎月1回の職員会議、所長・副所長会議、乳幼児部会、クラス会議、食育会議、アレルギー会議、子育て支援会議などの会議に加えて、随時実施の「全10グループの係(絵本・保健環境衛生・ホームページ・防災他)」、毎月実施の「つよみグループ(DIY・手作りおもちゃ・読書・音楽・造形・体育遊びダンス)」など、保育や子育て支援の実践を多面的にPDCAできる仕組みを構築しています。また、年2回主任チーム・中堅チーム・フレッシュチーム・キッチンチームなど部門毎に保育内容の振り返りを行い、それらをまとめて総括を実施しています。

9: 評価結果に基づいた課題の明確化については、年2回実施する自己評価チェックシートを用いた職員一人一人の振り返りや、保育環境評価スケールを用いた環境の振り返りを実施しています。また、第三者評価の結果を公立保育所13か所で実施する京都市営保育所長会で公表し、マニュアル作成などにあたっています。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任の表明については、年度初めの職員会議にて「市営保育所運営方針」に基づき説明しています。また、安全管理体制マニュアルに、有事における権限委任についても明文化されています。

11：遵守すべき法令については、「市営保育所運営方針」に基づき確認をしています。また、いつでも確認できるように「遵守すべき法令等リスト」を作成し、職員室に設置して随時更新を行う他、重要な内容は職員向けに紙面で掲示して周知しています。

12：保育の質の向上については、毎週1回の各クラスチーフ会議、毎月1回の職員会議、所長・副所長会議、乳幼児部会、クラス会議、食育会議、アレルギー会議、子育て支援会議などの会議に加えて、随時実施している「全10グループの係(絵本・保健環境衛生・ホームページ・防災他)」、毎月実施している「つよみグループ(DIY・手作りおもちゃ・読書・音楽・造形・体育ダンス)」など、保育や子育て支援の実践を多面的にPDCAする仕組みを構築しています。

13：経営の改善や業務の実行性を高める取組については、各種会議や係などの振り返り(通番12参照)が前期と後期の総括へ、また、総括で挙げられた評価と課題が次年度の事業計画に反映されています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	b

[自由記述欄]

14：人材確保・育成計画については、役割や資質に応じた内容を検討して、毎年6月に職員に聞き取りを行い「年間職場研修計画」を作成しています。また、年5回以上の頻度で職員が主体となって計画する「職場研修(園内研修)」「幼保総合支援室研修(幼児・乳児・障害児・造形・新採・3年目・中堅期(前期・後期)・キャリア保育士の8部門ごとの研修)」その他、保育士会や各種保育団体研修など研修機会の充実を図っています。

15：総合的な人事管理については、京都市人事評価制度運用マニュアルに基づき「職層毎の行動評価シート」や「OJTシート(新採者・人事異動してきた者対象)」を用いて6月と10月の年2回の職員ヒヤリングを実施しています。

16：職員の就業状況や意向の把握については、年2回のヒヤリングにおいて、自己評価チェックシートを用いた職員一人一人の振り返りを行い、年間目標の達成度やワーク・ライフ・バランスなどの聞き取りを行っています。今後、福祉人材の確保・定着の視点から、組織の魅力を高める取組や職場づくりに関する取組を具体的に進めて行かれるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

〔自由記述欄〕

17：職員一人ひとりの育成に向けた取組については、年度初めに「年度の保育所の目標」に沿ってそれぞれの職員が「年間目標」をたて、年2回のヒヤリングにおいて目標達成への進捗を確認しています。また、その機会に「人事評価制度運用マニュアル」に則り、職層毎の行動評価シートに沿って自己評価を行っています。更に自己評価の内容は「京都市人事評価システム」で管理しています。

18：職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、個々の状況に合わせた「研修計画」をたて、京都市幼保総合支援室の研修(幼児・乳児・障害児・造形・新採・3年目・中堅期(前期・後期)・キャリア保育士研修)や所内研修(保育環境評価スケール・AED・体育・造形・絵画・各つよみグループ(通番8参照)が主催する研修)、その他保育士会や各種保育団体研修などを勧奨しています。

19：職員一人ひとりの教育・研修の機会については、現場レベルでの質問や指導を丁寧に行える仕組みとして、新規採用職員や人事異動してきた職員向けの「OJTシート」を用いた振り返りを実施しています。一人ひとりの職員の「研修計画」に応じた各種研修を勧奨しています。(通番14・17・18参照)

20：実習生等の研修・育成については、「市営保育所実習生受入れマニュアル」に基づき指導を行っています。実習オリエンテーションでは実習生が保育内容をイメージしやすいよう、「子どもを主体とした心を育てる保育」「養護と教育が一体的に行われる保育」「地域子育て支援の実施」などの市営保育所が大切にしている保育内容の説明を行うと共に、施設見学を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b

〔自由記述欄〕

21：運営の透明性については、保育所のホームページに保育理念、保育方針、保育内容を公表しています。地域へは、「子育て通信」や「子育てアプリ(はぐくーもKYOTO)」を用いて情報発信を行っています。今後、事業計画、事業報告などが適切に公表されるとな良いでしょう。

22：公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、京都市幼保総合支援室で経営・運営全般の管理を行っています。今後、外部監査等の活用により、事業・財務に関する外部の専門家によるチェックや指導を受け経営改善を実施されるとな良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

〔自由記述欄〕

23：子どもと地域との交流を広げるための取組については、全体的な計画に地域との関わり方について示され、保育所での季節の行事の案内をするなどの取組をしています。また、年2回高齢者施設と交流する「幼老交流会」、年1回近隣の中学校や小学校とそれぞれ交流会を設けています。更に、関係機関をリスト化したり、地域の抱える課題を分析したりしながら全体的な計画に記載しています。

24：ボランティア等の受入れに対する取組としては、「ボランティア受入れマニュアル」を整備し、受入れ時には事前説明会を実施しています。

25：社会資源の明確化と関係機関連携については、地域子育て支援拠点事業の担当者を中心に南区子どもはぐくみ室と連携し、隣接する児童館の「基幹ステーション地域子育て支援ネットワーク」に参画し、会議や研修に参加するなどしています。

26：保育所が有する機能の地域への還元については、毎日(月～土)「おひさま広場」として、園庭開放に加えて保育室を親子の居場所として提供しています。また、「親子半日保育体験」「一日保育士体験」で保育所の保育環境や保育内容への理解を深める取組をしています。

27：地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、隣接する児童館での月1回「パパママ相談室」や図書館での年4～5回「絵本読み聞かせ会」に保育士を派遣したり、また、3か月に1回、児童館2か所・保育所が合同で企画する子育て支援イベントを実施したりしています。更に、ホームページで子育て家庭向けに「手作りおもちゃレシピ」を公開しています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	b
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

【自由記述欄】

28：子どもを尊重した保育については、「子どもを否定しない、子どもの気持ちを受け止める」を大切に保育されています。全体的な計画の中の歳児別項目にもそれらについて記載されています。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、子どもの人権を尊重する姿勢について職員研修を行っています。今後、プライバシー保護についての規程やマニュアル等を整備し、保護者や利用者に対して周知されるとな良いでしょう。

30：利用希望者に対しての保育所選択に必要な情報提供については、ホームページやパンフレットを用いて情報発信を行う他、希望者に対して園見学や親子半日保育体験を実施しています。

31：保育の開始・変更の説明については、入所の際は入所のしおりと重要事項説明書を用いて行っています。変更の際は、個別に重要事項説明書を用いて書類作成に必要な説明を行っています。

32：保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応について、就学の際は「京都市子どもはぐくみ要録(保育児童要録)」を用いて引継ぎを行うと共に、支援が必要な子どもについては「就学支援シート」を保護者と担任で合同で作成して連携しています。また、転園の際は、必要に応じて同要録を送付するなどの対応がなされています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	b

【自由記述欄】

33：苦情解決の仕組みについては、掲示物や入所のしおりで周知されています。また、寄せられた苦情は会議等(通番8)で職員に周知しています。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境として、朝夕の登降園時間帯には所長が門扉付近で対応したり、副所長や担任は保護者と話ができるように職員配置に配慮したりしています。年3回クラス懇談会が実施され、加えて年に1回、個人懇談もしくは家庭訪問(入所の際)をしています。

35：相談や意見に対しての組織的な対応については、行事ごとにアンケートを実施し、寄せられた意見を職員会議やミーティングで共有するなどの対応を行っています。マニュアルの定期的な見直しや保護者へのフィードバックについて検討されるとな良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にを行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b

〔自由記述欄〕

36：リスクマネジメント体制については、ヒヤリハット報告書を作成し、事例収集をして四半期ごとで傾向をまとめています。またそれらを会議(通番8参照)の場で共有し予防に努めています。

37：感染症の予防や発生時における子どもの安全確保については、京都市幼保総合支援室作成の「保育所保健のしおり」に沿った対応をしています。嘔吐処理については適切な対応ができるように訓練をしています。

38：災害時における子どもの安全確保については、災害を想定した訓練を実施する場合には時間帯を変えるなど工夫しています。広域避難場所への避難訓練や消防署立会いの下での訓練もしています。

39：不審者対応については、防犯カメラを設置し、門扉は送迎時以外の時間帯にロックをかけています。警察等との連携のもとで行われる研修は年度内(令和7年1月)に計画されています。今後、研修等で得た学びをマニュアル、防犯設備・体制の強化に活かされるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	b

〔自由記述欄〕

40：保育について標準的な実施方法については、「丁寧な育児行為マニュアル」におむつ交換などの手順等実施方法を文書化されています。その他の標準的な実施方法の文書化も進めていかれるとなお良いでしょう。

41：標準的な実施方法について見直しについては、標準的な保育の実施方法についての保育の手引き書、マニュアル等の整備と定期的な検証・見直しを行う仕組みを定めるとなお良いでしょう。

42：アセスメントにもとづく指導計画の策定については、年2回の総括による振り返りを経て、全体的な計画は年度初めに作成されその後、それぞれのクラスの指導計画を策定しています。日々の週日案・月案の中に、子どもの具体的な遊びや生活の様子が反映され、次期の計画との連続性が見られます。新入園児には担任がインテイクの個人面接を行いその後の保育に活かしています。

43：指導計画の評価・見直しについては、毎月の会議(通番12参照)、前期と後期に分けた総括会議で評価・見直しをしています。重点課題や保育内容の検証も合わせて行っています。

44：子どもに関する保育の実施状況の記録については、京都市幼保総合支援室が定めた記録帳票(年間指導計画、月案、個人月案、障害児個人月案、個人記録、保育児童要録、週日案・日誌、家庭訪問記録、面談記録他)を用いて実施し、各記録についてはいつでも職員が閲覧できるようになっています。

45：子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護条例」に基づき適切に管理されています。今後、個人情報の取り扱いについて保護者等に説明されるとなお良いでしょう。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画は、毎年、京都市幼保総合支援室から提示される「市営保育所運営方針」に基づき作成しています。年2回実施している総括の反省・評価・課題や、子どもや家庭の状況に基づいて編成し、4月の職員会議で周知しています。

47：生活にふさわしい場づくりとして、「衛生管理マニュアル」で点検基準を定め週1回点検をしています。また、「京都市版保育環境評価スケール」を用いて毎年5月に環境の振り返りを実施しています。

48：一人一人の子どもを大切に保育については、「丁寧な育児行為マニュアル」に子どもの人権の尊重について掲げ実践されています。また、子どもたちの作品を保育室に展示したり、作ったもので遊びの続きを楽しんだり出来るような環境を工夫しています。更に、楽器やお話づくりなど、その時々の子どもの遊びが保育記録と指導計画にも記載されています。

49：基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助については、乳児と発達に配慮が必要な子どもへは個人別月案を作成するとともに、乳児・幼児全てのクラスの日誌・週日案には子どもの生活の姿が具体的に記されています。また、幼児の保育室は、子どもが自分で考えて生活できるよう、家具の配置や、個人の目印、掲示物等に配慮されています。

50：子どもが主体的に活動できる環境について、毎年5月に「京都市版保育環境評価スケール」を用いた点検を実施し、そのBefore・Afterを検証する環境プロジェクトを実施しています。乳児の興味関心に応じた手作り玩具や、幼児が遊びの中で作った作品を用いた「ままごとコーナー」など、子どもの主体性を尊重した環境の工夫がなされています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51：乳児保育（0歳児）については、入園時に家庭訪問を実施しています。また、一人一人の興味・関心や身体・運動の発達について記録し、次月の個人月案に反映させています。保育室にはブレイクッションやバランスボール、物を出し入れできる手作り玩具や絵本他、全身・微細な運動感覚を楽しめる環境構成がなされています。

52：3歳未満児（1・2歳児）の保育については、子どもの興味関心に応じた環境構成を行い、ほっこり、積み木、手先、絵本、運動、ままごとなどの常設環境の充実を図っています。「つよみグループ（通番12参照）」の取組の一環で、保護者と共に手作り玩具をつくる企画を行い、保育環境に加えています。週日案には、子どもの名前と具体的な環境や遊びの様子が記録されています。

53：3歳以上児の保育については、子どもの発達に応じた素材や道具の提供を行い、子どもがいつでも制作できる場を提供しています。また、遊びと学びの連続性を尊重するために、作品を展示・保存し、続けて制作したり、遊んだりできるよう環境構成を工夫しています。園庭の菜園では季節の野菜を栽培し、給食室のスタッフと連携を密に図りながら食育を行っています。

54：障害のある子どもの保育については、一人一人の個性に応じた支援を行うために、個人月案を作成し、子どもの心情・意欲・態度とその様子に応じた保育者の対応が記録・計画されています。また、必要に応じて関係機関と連携し、園児が並行通園する療育施設へ見学に行ったり、助言を受けたりしながら実践しています。

55：長時間にわたる保育のための環境構成については、畳や間仕切りを用いて「くつろげる場所」をつくったり、異年齢での合同保育において、それぞれの発達に応じた環境に配慮しています。今後、指導計画等に長時間保育について位置づけがなされるとな良いでしょう。

56：小学校との連携については、「京都市子どもはぐみ要録（保育児童要録）」、「就学支援シート」を用いて小学校との連携を図っています。また、年長児後半の年間指導計画に、小学校との交流を始め、数量・図形・文字への興味を深めたり、集団を意識して行動する「架け橋プログラム」としての取組を記載して実践しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、「保健計画」「保育所保健のしおり」等を用いて子どもの健康管理、感染症予防、応急手当、その他(アレルギー対応等)に取り組んでいます。また、個人の「健康管理カード」を毎年度末に保護者と共有し、予防接種の推奨や既往歴の確認を行っています。毎月発行している「保育所だより」、年4回発行している「保健だより」にも健康に関する内容を掲載し、家庭にも働きかけています。

58：乳児は2ヶ月に1回、幼児は年2回、幼保総合支援室の保健師立ち合いの元、保育所嘱託医による定期健康診断を実施し、保護者へその都度結果を報告しています。毎月の身体測定(身長・体重)の結果について、体重の増減他気になる点があれば、保健師・管理栄養士・保護者と連携し、保育に反映させています。

59：アレルギー対応については、「食物アレルギー児や宗教食等で給食提供に配慮が必要な児童への対応の手引き」に基づき、かかりつけ医の指示書に基づいた対応を実施しています。毎月1回の「アレルギー会議」では給食室スタッフ、担任、所長、副所長が参加し、献立の確認と保護者連携を実施しています。

60：食事を楽しむ工夫として、1歳～5歳児で野菜の栽培に携わり食に関する興味を広げたり、5歳児は栽培した野菜を使ってクッキングを楽しんだりしながら、生活の中の食育体験を深めています。またその様子は「食育だより」や園内掲示のドキュメンテーション(写真を用いた記録)を用いて保護者に発信しています。

61：子どもの喫食状況の把握については、乳児棟・幼児棟のそれぞれに給食室がある(園に2つの給食室)特徴を活かし、給食室のスタッフが、直接保育室を訪れて、日々の喫食状況と量を確認しています。また、毎月1回実施される「食育会議」「アレルギー会議」には給食室のスタッフも参加し、子どもの様子を共有しています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、日々のコミュニケーションを重視して、所長や副所長が送迎時の出迎えを行ったり、家庭の情報を会議(通番12参照)で集めたりしながら、子どもの保育や家庭支援を行っています。また、子どもの姿を家庭に伝えるために、0歳児は「24時間表」、1・2歳児は「連絡ノート」と「公開日誌」、幼児は「公開日誌」と「ドキュメンテーション」を用いて情報発信を行っています。

63：保護者支援については、日々のコミュニケーションを基礎にしながら、年3回(4・5月/10月/2・3月)のクラス懇談会、年1回個人懇談会の機会を用いて子どもの成長を共有したり、悩みの聞き取りを行ったりしています。また、市の関係部署や専門機関など、関係機関と連携して支援を行う体制を整備しています。

64：虐待の予防について、組織的な対応を行う体制づくりとして「保育所保健のしおり」「児童虐待対応マニュアル」に基づいて職員研修を実施しています。区役所の子どもはぐくみ室の学区担当や児童相談所と連携して対応に当たっています。

65：保育実践の振り返りについては、多様な会議、係・つよみグループの取組(通番12参照)、前期・後期の総括に向けて、年2回「自己評価チェックシート」(通番16参照)を用いて、登所・降所、食事・おやつ、排泄・着脱、保健衛生・安全、午睡、聞くこと・話すこと他、全13章123項目にのぼる自己評価を実施し年間の総括で行っています。